



ニキポー®

# ひとり親家庭等の医療費について



ニキポー®

(令和6年4月1日から)

- 助成対象者 ひとり親家庭等の父または母及び扶養されている20歳未満の児童
- 医療機関での受給者の負担金

## □ ひとり親の父または母（入院の場合のみ対象）

- 町民税課税世帯の方【親課】 1割負担  
《入院》 月額上限額 57,600円 (多数回該当 44,400円★)  
1か月の負担が上記金額を超えた場合は、払い戻しが受けられますので、ひとり親家庭等医療費受給者証、領収書、印鑑（スタンプ印、ゴム印を除く）、預金通帳（銀行名、口座番号のメモでも可。）を持参のうえ、役場窓口で支給申請をしてください。
- 町民税非課税の方【親初】 初診時一部負担金（医科580円、歯科510円）

## □ 扶養されている20歳未満の児童（入通院対象）

- 町民税課税世帯の方【親課】 1割負担  
《通院》 月額上限額 18,000円 (年間上限額 144,000円)  
《入院》 月額上限額 57,600円 (多数回該当 44,400円★)  
1か月の負担が上記金額を超えた場合は、払い戻しが受けられますので、ひとり親家庭等医療費受給者証、領収書、印鑑（スタンプ印、ゴム印を除く）、預金通帳（銀行名、口座番号のメモでも可。）を持参のうえ、役場窓口で支給申請をしてください。
- 3歳未満及び町民税非課税世帯の方【親初】  
初診時一部負担金（医科580円、歯科510円）

★ 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から『多数回』該当となり、上限額が下がります。

- 所得制限  
北海道では一定額以上の所得がある世帯の方は、助成対象外とする所得制限を導入しておりますが、仁木町は導入しておりません。
- 療養費払いについて  
補装具の作成などで、いったん医療費を全額自己負担した場合は、ひとり親家庭等医療費受給者証、領収書、印鑑（スタンプ印、ゴム印を除く）、預金通帳（銀行名、口座番号のメモでも可。）を持参のうえ、役場窓口で支給申請をしてください。
- 高校生世代までのお子さんの医療費について  
高校生世代までのお子さんが受診した際の一部負担金（初診時負担金や1割負担分）については、「乳幼児等医療費助成制度」によって全額助成されます。

## □ その他

国の公費負担制度（自立支援医療、更生医療等）の対象となる場合、そちらの制度が優先されますので、必ず公費の申請を行ってください。

※ ご不明な点がございましたら、福祉課国保医療係（0135-32-2514）までご連絡ください